

足場の安全点検について

1. 足場の点検等に関連する労働災害発生状況

足場での通常作業中に発生した死亡災害のうち、多数が手すり、中さん等がない状態でのものであった。また、令和元年～3年に発生した上記災害では、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第567条第1項又は第2項等に定められている足場の点検を行っていないものも散見されたところ（現時点で確認可能な範囲では、28事例中7事例（第5回会合資料2-1参照。）。）。

2. 足場の点検等に関する現行法令・通達

（1）安衛則での規定

第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

第 655 条 注文者は、法第 31 条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態

ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態

チ 建地、布及び腕木の損傷の有無

リ 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 (略)

2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

以後、第 567 条第 1 項の点検を、「作業開始前点検」、第 567 条第 2 項、第 655 条の点検をそれぞれ「組立て等後点検(事業者、注文者)」という。

(2) 足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱(平成 27 年 5 月 20 日基安発 0520 第 1 号。以下「推進要綱」という。)での記載

第 3 3 (5) 足場の点検 ウ

ウ 上記ア及びイの点検(※組立て等後点検。)実施者は、別添の 3 (2) に掲げる者等十分な知識・経験を有する者を指名するとともに、点検に当たっては足場の種類に応じたチェックリストを作成の上、これを活用すること。

第3 4 (4) 足場の点検

- ア 作業開始前には、安衛則第 567 条第 1 項に基づき、手すりや交さ筋かい等の取りはずしや脱落の有無について点検及び補修を実施すること。
なお、つり足場以外の足場についても、必要に応じ、安衛則第 567 条第 2 項各号に掲げる足場の構造等に関する事項について併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと。
- イ 点検実施者については、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

別添 3 (2)

足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

以後、推進要綱別添3(2)で記載された点検実施者の要件を、「4要件」という。

(3) 関連する安衛則の規定

(足場の組立て等作業主任者の選任)

第 565 条 事業者は、令第 6 条第 15 号(※高さ 5 メートル以上の足場の組立作業等)の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第 566 条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

3. 課題と取りまとめの方向性

(課題) 死亡災害を見ると手すり中さん等がない状態で作業をしているものや、足場の点検が行われていないものが散見されている。

(取りまとめの方向性) 足場点検の確実な実施

4. 具体的な措置

(1) 作業開始前点検について

推進要綱では点検実施者は事業者が指名するとされている。

事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすることにより、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施し、点検の抜けや漏れを防ぐようにする。

指名の方法については、書面によるものや、朝礼での口頭のみならず、メール、電話等によるもの、あらかじめ点検者の優先順位を決めておくなど柔軟に対応できるようにする。

作業開始前点検は、手すり等の足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無の確認のみであることから、点検者の能力は推進要綱に示すものを引き続き推奨することとする。

(2) 組立て等後点検について

推進要綱では点検実施者は事業者が指名するとされている。

事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすることにより、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施し、点検の抜けや漏れを防ぐようにする。

指名の方法については、作業開始前点検と同様とし事業者において柔軟に対応できるようにする。

点検実施者については、組立て等後点検は作業開始前点検に比して行うべき事項が多く、専門的な事項が含まれており点検者の能力を担保する必要があること、足場上での通常作業や作業開始前点検を実施する上で基礎となる重要な点検であることから、足場の構造について必要な知識経験を有する者であることを法令上明確にすることとする。

(3) 組立て等後点検実施者の要件について

組立て等後点検実施者については、推進要綱において4要件を示しこれらの者による点検を推奨している。

点検の実態を見ると、令和3年度に実施した全国の労働基準監督署による調査(第5回会合参考資料1)によると、組立て等後点検実施者は、4要件

に含まれる能力向上教育を受けた足場の組立て等作業主任者等が約 55%、職長等が約 39%、それ以外が約 6%となっている。このうち、職長等については、その多くが作業主任者の上司である、作業主任者資格を有する者であると考えられる。

また、足場の点検が不適切に行われたことが原因で労働災害に至ったケースはほとんど見られない状況にある。

こうしたことから、組立後等の点検実施者は、現状、点検を実施している者の能力を基本としつつ、必要な知識・経験を有する者とするのが適当である。

また、組立て等後点検は、足場の組立てに関する知識はもとより、様々な足場において実際の作業に携わることによって得られた経験の蓄積によつて的確な実施が可能となるものであり、足場の組立て等作業主任者として一定の経験を有することが適当である。

このほか、事業者によっては、独自に教育を実施し自社で点検者を養成している例もあることからこうした点に配慮する必要がある。

このようなことから、組立て等後点検実施者の要件としては、推進要綱に示す 4 要件のほか、作業主任者であつて 3 年程度の実務経験を有する者、事業者が行う社内研修であつて一定の内容・時間を満たすものなど、4 要件と同等程度のものが適当である。